

農業者のための優良保証人

千葉県農業信用基金協会の保証

千葉県農業信用基金協会は、農業信用保証保険法に基づき設立された法人で、皆さまが融資機関から農業資金を借入する際、保証を行う公的保証機関です。皆さまが融資を受けようとするとき、基金協会が保証人となることで無担保・無保証人の融資が受けやすくなります。

債務保証の対象者

基金協会の債務保証をご利用できるのは、基金協会の会員になっている農業者等(基金協会の会員になっている農協の組合員を含みます。)です。

※基金協会の会員となるための手続きはお近くの融資機関窓口にお尋ねください。

債務保証の取扱い資金

制度資金

- ①農業近代化資金 ②農業改良資金
- ③青年等就農資金 ④その他制度資金

制度資金以外の一般農業資金

- ①農業機械化資金 ②農業施設資金
- ③営農運転資金 ④機械化資金等の借換

無担保限度額

農業近代化資金等の制度資金は、原則として無担保・無保証人で保証対応いたします。
一般農業資金は、下記の無担保限度額の範囲内で、原則として無担保・無保証人で保証対応いたします。

無担保限度額	
個人	法人
3,600万円	7,200万円

※認定新規就農者は7,400万円です。

ただし、青年等就農資金基本要綱第3の3ただし書きの場合は2億円です。

※負債整理資金関係の農業資金は除きます。

保証料は低位な料率です

基金協会保証をご利用いただくには、保証料をご負担いただきます。保証料は低位な料率で設定されています。

※基金協会においてスコアリング評価し、優良経営と判定された経営先においては、さらに保証料率の引き下げを行い経営者のご負担を軽減いたします。

※資金別の保証料率はお近くの融資機関窓口にお尋ねください。

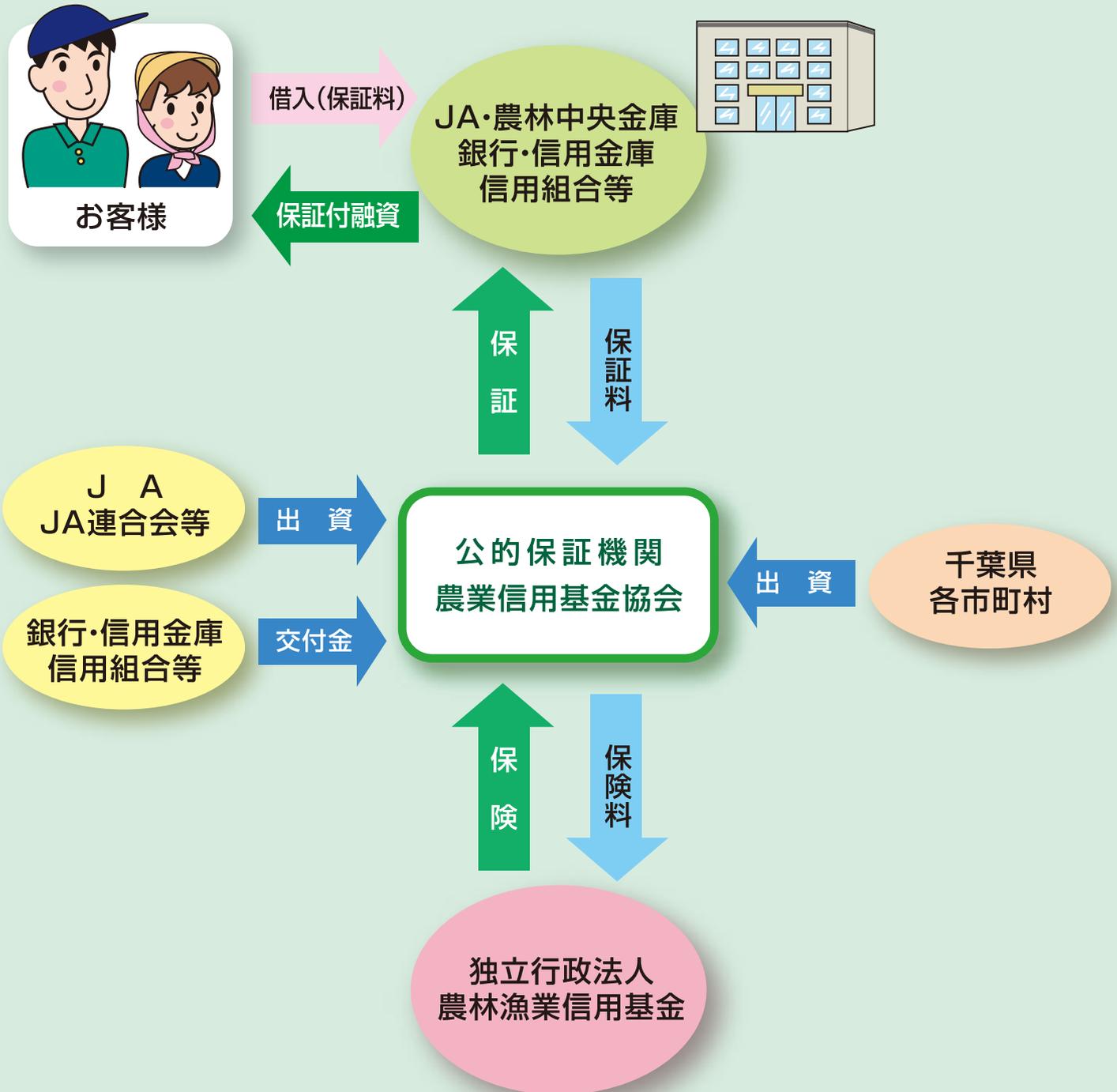


★債務保証の対象資金等の詳細はお近くの融資機関窓口にお尋ねください。

★融資・保証には所定の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

★千葉県農業信用基金協会 電話 043-245-7470(審査課)

農業信用保証・保険のしくみ



千葉県農業信用基金協会

〒260-0031 千葉市中央区新千葉3丁目2番6号
電話 043-245-7470(審査課)

ホームページ <http://www.chiba-kikin.or.jp/>